

令和8年度肥薩おれんじ鉄道利用促進事業
業務委託に係る企画提案実施要領

1 業務目的

肥薩おれんじ鉄道の利用については、沿線地域住民の利用に加え、沿線外住民の利用促進を図る必要があることから、定期券利用外の輸送人員を増加させるため、県内外に向けて、肥薩おれんじ鉄道の魅力を情報発信することを目的とする。

※地域：北薩地域3市2町(阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町)

2 業務委託の内容

「令和8年度肥薩おれんじ鉄道利用促進事業業務委託仕様書」のとおり。

3 事業費

3,600千円以内(消費税及び地方消費税含む)

4 応募要件

企画提案の応募要件は、以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれに類する団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者

ウ 県税の未納がある者

エ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

- (4) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課と都度業務打合せ(対面又はWEB会議)を行うこと。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年6月12日(金) |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 6月22日(月)午後5時 |
| ※ 質問への回答は、6月26日(金)までに県ホームページに掲載 | |
| (3) 参加申込書提出期限 | 7月3日(金)午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 7月10日(金)午後5時 |
| (5) 選考結果通知 | 7月中旬 |
| (6) 受託事業者決定・契約手続開始 | 7月中旬 |

6 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 企画提案書

別添「企画提案書」（様式 2）に、別添仕様書の内容に即した次の事項を具体的に記載した企画書（様式は任意）を添付して提出すること。

(ア) 企画書

(イ) 事業実施スケジュール

(ウ) 委託業務の遂行に係る実施体制

(エ) 5年以内の類似業務実績

(オ) 特記すべき事項

ウ 参考見積書（任意様式）

- ・ 別添仕様書の業務内容に係る見積について、可能な限り項目を細分化し、内訳を明記すること。
- ・ 提案に当たっては 3,600 千円以内（消費税及び地方消費税含む）を上限として積算すること。
- ・ 正式な見積書については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

エ 法人の概要書（任意様式）

代表者、所在地、事業内容、役員及び連絡先等を記載すること。

オ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書

(2) 提出の条件

ア 企画書の提案は、1者につき1案に限る。

イ 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出書類は提案者に無断で審査目的以外に使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

ウ 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら具体的な事業内容等を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合もある。

エ 企画提案に要する一切の費用は応募者負担とする。

オ 参加申込書を提出した場合であっても、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(3) 提出方法

電子メール（データのみでの提出で可）

※ メール送信後に電話連絡を行い、データ受信確認をすること。

※ (1)提出書類ア～オについては、データを統合せず個別のファイルで提出すること。

7 質問について

本事業に関する質疑については、上記 5 に示す受付期限までに、別添「質問書」（様式 3）により、電子メールで送信すること。

質問に対しては、質問者に回答を行うとともに、上記 5 に示す回答期日までに県

ホームページに掲載する。

8 審査について

(1) 選定・決定方法

- ・ 応募のあった提案については、鹿児島県北薩地域振興局総務企画部において書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は全応募者に通知する。
- ・ 委託先については、原則として第1位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合、又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合等はその選定を取り消すとともに、次順位以降の者を繰り上げて、当該候補者と協議の上契約する。

(2) 審査・選考基準

提案企画について、別添仕様書に基づく提案内容の優位性等について、以下の観点から総合的に判断する。

- ア 本業務の目的及び内容等の理解度が高く、本事業の目的及び期待する成果に合致した企画提案になっているか。
- イ 情報発信（方法、資材等）は適切か。
- ウ 実施スケジュールは実現可能か。
- エ 実施体制は確立されているか。
- オ 事業効果が見込めるか。
- カ 過去に類似業務の実績があるか。
- キ 見積内容等は内訳が明示され適切か。

9 その他特記事項

- (1) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。
- (2) 仕様書の内容については、提案選定者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。また、業務の遂行に際し必要な具体の履行条件等を調整の上、選定提案者と契約の手続きを進めるものとする。
- (3) 委託業務の実施に際し、仕様書に定めのない事項については、北薩地域振興局総務企画部と協議の上、決定するものとする。

10 問合せ先

〒895-8501 薩摩川内市神田町1-2-2
鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課地域振興係
担 当：富田
電 話：0996-25-5107
メール：kita-sochi@pref.kagoshima.lg.jp